

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
古物営業法第21条の3	古物営業法第21条の3では、古物売りあっせん業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならないこととされている。	c		都道府県警察を通じて、古物売りあっせん業者に対して、盗難自動車等の流通防止のため、インターネット・オークションサイトの運用を改善するよう指導しているところであり、大手の古物売りあっせん業者においては盗品の出品等について出品物の監視を行うなど、盗難自動車の流通防止のため、自主的な取組みが行われており、現状においては、御提案の行政処分等を設けなければならない特段の事情は認められない。		ZA050001	警察庁	自動車盗難対策の強化	5046	5046A015	1	(社)日本損害保険協会	15	自動車盗難対策の強化	自動車盗難対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームによる様々な盗難防止対策が取られ、その効果が現れて来ている。このような状況のもと、自動車盗難犯罪の根絶に向けて、法整備、イモビライザの普及促進等に加え、以下のような制度の見直し等を図ることが必要である。 中古車通関時における、輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出書の厳密な確認(輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出書の申請者が輸出者本人と同一であることの確認) 税関または第三者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認の強化 インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止(古物営業法第21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)	2004年(暦年)の自動車盗難件数は58,737件を数え、前年よりは減少したものの、5年続けて60,000件前後の高い発生件数を記録している。また、自動車盗難に関する支払保険金は毎年60億円の額に達し、経済的な面からも深刻な社会問題となっている。道路運送車両法の改正により、7月から中古車輸出時には輸出抹消仮登録証明書を取得するか、一時抹消中の車については輸出予定届出書を取得し、税関において輸出時にそれらを確認することになった。 これまでは外国船員が中古車を持ち出す場合、旅員通関での取り扱いは可能であったが、新制度では日本に居住しない外国船員は輸出抹消仮登録証明書あるいは輸出予定届出書を取得することができないことから、従来のように旅員として中古自動車を輸出することはないと認められる。ついでに、7月以降、外国船員が輸出抹消仮登録証明書取得の申請を繰り返して取り扱われるなど、道路運送車両法の改正で正味の輸出ルートの変更が図られ、コンテナを利用した不正輸出が顕著化する恐れがある。コンテナを使用する不正輸出を防ぐためには、コンテナの内部物を確認して、盗難自動車が行き込んでいないかどうかを厳密に確認することが極めて効果的である。例えば、仕向地輸出業者(不特定多数の買主を扱うなど)を限定するなどして、税関におけるコンテナ内貨物の現物確認を促進させたい。また、第三者証明機関の活用を促す。併せて、税関によるコンテナ内部の徹底をすることも、大規模な改善が図られるものと考えられる。 インターネットオークションに、盗難や車台番号のない自動車が出回っており、盗難車流通の一端をつとめている。警察庁では、古物営業法第21条の3の規定により、古物売りあっせん業者に対して、盗難自動車の流通防止のため、インターネット・オークションサイトの運用を改善するよう指導されていると聞いており、自主規制的なものではなく(強制的に盗難車を流通させないような手段を講ずるため、オークション事業者の申告義務違反に対する行政処分・罰則を制度化していただきたい。	これらの盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。(定量的評価は困難であるが)03年度の自動車盗難保険金は約583億円であり、車両保険の普及率35%で単純に計算すると日本全体でおよそ1,600億円の被害と推定できる。仮に被害が1%削減された場合でも、約16億円の効果となる。)また、盗難防止対策が進めば、暴力団等国内の犯罪集団のみならず、海外のテロ組織とのつながりも懸念される国際犯罪組織への資金源を絶つことが可能となり、日本ひいては世界の治安全体にいい影響を及ぼすと考えられる。	
古物営業法第21条の3	古物営業法第21条の3では、古物売りあっせん業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならないこととされている。	c		都道府県警察を通じて、古物売りあっせん業者に対して、盗難自動車等の流通防止のため、インターネット・オークションサイトの運用を改善するよう指導しているところであり、大手の古物売りあっせん業者においては盗品の出品等について出品物の監視を行うなど、盗難自動車の流通防止のため、自主的な取組みが行われており、現状においては、御提案の行政処分等を設けなければならない特段の事情は認められない。		ZA050001	警察庁	盗難自動車対策の強化	5053	5053A190	2	(社)日本経済団体連合会	190	盗難自動車対策の強化	自動車盗難対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、様々な盗難防止対策が取られ、その効果が現れている。このような状況のもと、自動車盗難犯罪の根絶に向けて、法整備、イモビライザの普及促進等に加え、以下のような制度の見直し等を図ることが必要である。 中古車通関時における、輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出書の厳密な確認(輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出書の申請者が輸出者本人と同一であることの確認) 税関または第三者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認の強化 インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止(古物営業法第21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)	2004年(暦年)の自動車盗難件数は58,737件を数え、前年よりは減少したものの、5年続けて60,000件前後の高い発生件数を記録している。また、自動車盗難に関する支払保険金は毎年600億円に達し、経済的な面からも深刻な社会問題となっている。これまでは外国船員が中古車を持ち出す場合、旅員通関での取り扱いが可能であったが、新制度では日本に居住しない外国船員は輸出抹消仮登録証明書あるいは輸出予定届出書を取得することができないことから、従来のように旅員として中古自動車を輸出することはできない。ついでに、7月以降、外国船員が輸出抹消仮登録証明書付きの中古車を譲り受けて旅員通関をするなど、道路運送車両法等の主旨に合致しない行為があれば厳正に対応(拒否)すべきである。	近年急増している自動車盗難は、専門的かつ組織的な犯罪集団による盗難車の海外売却を狙ったものが多い。防犯や盗難防止装置(イモビライザ等)の普及などを通じた盗難自体の防止が必要であるが、その効果には限界がある。 道路運送車両法の改正により、7月から中古車輸出時には輸出抹消仮登録証明書を取得するか、一時抹消中の車については輸出予定届出書を取得し、税関において輸出時にそれらを確認することになった。	
古物営業法第21条の3	古物営業法第21条の3では、古物売りあっせん業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならないこととされている。	c		都道府県警察を通じて、古物売りあっせん業者に対して、盗難自動車等の流通防止のため、インターネット・オークションサイトの運用を改善するよう指導しているところであり、大手の古物売りあっせん業者においては盗品の出品等について出品物の監視を行うなど、盗難自動車の流通防止のため、自主的な取組みが行われており、現状においては、御提案の行政処分等を設けなければならない特段の事情は認められない。		ZA050001	警察庁	盗難自動車の不正輸出防止策の強化	5095	5095A009	2	損害保険労働組合連合会	9	盗難自動車の不正輸出防止策の強化	盗難自動車の海外不正流出防止に繋げるため、輸出通関時のチェックを強化する。コンテナ詰込み時におけるチェックを強化する。インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止などの対策を講じて頂きたい。	重なる社会問題となっている自動車盗難に、社会的な損失の低減や犯罪組織の資金源の根絶といった観点から、盗難自動車の流通段階での様々なプロセスにおける多面的なチェック強化が重要である。具体的には、中古車の通関時における、輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出書の厳密な確認を行う。不正輸出を防ぐため、輸出貨物積み込み時に、公認検査機関による厳正な現物確認・封鎖を実施する。罰則の制度化など、インターネットオークションで盗難自動車を流通させないような仕組みを構築することを願いたい。	これらの盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。また、盗難防止対策が進めば、暴力団等国内の犯罪集団のみならず、海外のテロ組織とのつながりも懸念される国際犯罪組織への資金源を絶つことが可能となり、日本ひいては世界の治安全体にいい影響を及ぼすと考えられる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
道路交通法第128条、道路交通法施行令第52条、道路交通法施行規則第42条、会計法、日本銀行法等	交通違反反則金のクレジットカードによる決済は行われていない。	c		公金収納は会計法等に基づいて行われており、本件について当庁が代表して回答できる立場にない。		ZA050002	警察庁 財務省	クレジットカードによる反則金支払の容認【新規】	5053	5053A188	1	(社)日本経済団体連合会	188	クレジットカードによる反則金支払の容認【新規】	反則金の支払手段として、クレジットカードによる決済を容認すべきである。		クレジットカードによる決済導入により、インターネットを通じた反則金支払も可能となる。そのことで、警察側も反則金支払有無の管理に要する事務手続きが簡素化される。	交通違反による反則金の支払については、所轄の警察署への現金持参または金融機関を通じての支払いのみが認められている。
道路交通法第128条、道路交通法施行令第52条、道路交通法施行規則第42条、会計法、日本銀行法等	交通違反反則金のクレジットカードによる決済は行われていない。	c		公金収納は会計法等に基づいて行われており、本件について当庁が代表して回答できる立場にない。		ZA050002	警察庁 財務省	交通違反反則金のクレジットカードによるインターネット納付	5075	5075A001	1	株式会社ジェシービー	1	交通違反反則金のクレジットカードによるインターネット納付	インターネット上での反則金のクレジットカード納付実現	クレジットカード会社が反則金納付ポータルサイトを設置し、違反者は納付書の記載情報・クレジットカード情報を同サイトに入力して、クレジットカード会社へ決済可否を確認。決済可能と判定した場合、クレジットカード会社は入力された納付書記載情報・納付完了を電子的な手段にて各県警等関係機関に通知。後日国庫に対し当該反則金の支払いをクレジットカード会社が立替払い方式にて行い、国から立替払いに関して必要な費用の支払いを受ける。	・昨年度の規制緩和と要求において同様の要望がなされているが、明確な見解がなく否定されているところ。国税・地方税については第三者納付が認められており、本件に関して否定するのはその論点を明示したくとも、実現に必要な措置を願いたい。 ・クレジットカードという支払い手段は既に各分野において一般化しており、利用者の利便性も高い。本件実現により、納付書の再発行も減少し、各機関における業務効率化・刑事手続き適用減少が見込まれる。 ・電子化にあたっては、既に各公金においてマルチペイメントネットワークを活用した預貯金からの収納が実施されている。反則金についても、同様の措置により電子化自体は問題ないものであり、クレジットカードのインターネット収納基盤を構築することにより実現可能と考える。	
会計法 国家公務員等の旅費に関する法律等	出張旅費、会議開催のための物品購入代金等の支払は、会計法、国家公務員等の旅費に関する法律等の規定に基づいて実施されており、通常旅行者、業者等の口座への振り込みによる支払が行われているが、海外のホテル等で宿泊料等を支払う際、見積書の入手、海外送金等の便宜上の理由から、責任者を会計法上の分任支出負担行為担当官に指定し、クレジットカードによる支払を行っているところ。	d		今後も現行法令で対応し得る範囲内において、個別の事情等を考慮し、必要があれば適宜クレジットカードの使用の是非を検討する。		ZA050003	全省庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	5053	5053A160	1	(社)日本経済団体連合会	160	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	省庁における決済業務電子化の一環として、現在、経済産業省が実験的に導入している出張、会議開催などにおけるクレジットカードの活用を進め、コーポレートカードや購買カードの本格導入に向けた検討を進めるべきである。	省庁の決済業務において、民間事業者のノウハウを活用したクレジットカードや購買カードを活用することによって、業務の簡素化、コスト削減、会計の透明性向上などが期待される。	現在、経済産業省において、出張、会議開催用としてコーポレートカードが実験的に導入されている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
会計法 国家公務員等の旅費に関する法律 等	出張旅費、物品購入代金等の支払は、会計法、国家公務員等の旅費に関する法律等の規定に基づいて実施されており、通常旅行者、業者等の口座への振り込みによる支払が行われているが、海外のホテル等で宿泊料を支払う際に、見積書の入手、海外送金等の便宜上の理由から、責任者を会計法上の分任支出負担行為担当官に指定し、クレジットカードによる支払を行っているところ。	d		今後も現行法令で対応し得る範囲内において、個別の事情等を考慮し、必要があれば適宜クレジットカードの使用の是非を検討する。		zA050003	全府省	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A003	1	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	3	クレジットカード決済による支払業務	各府省で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前改定案に対し御省より「出張に係る経費については、厚生労働省においても個人所有のカードをもって精算している事例はあるところである。要望の国が出張者に対してクレジットカードを交付し、そのカードで決済することは、使用にあたっての公私混同の問題、カード決済が出来ない経費(バス代等)についての事務の煩雑化などの問題があることから現状では困難である」と考える。なお、物品購入については、支出負担行為及び支出の確認、支出に関する書類が必要ことから現行の法制度では困難である。」との回答をいただいた。 多くの府省において既に実施済みであり問題が発生していないことから、公私混同や事務の煩雑化の問題はないものとする。物品購入についても現行制度内で既に実施している府省もあることから、確認や書類の問題はクリア可能と考える。このため、御省においても導入をお願いしたい。	
会計法 国家公務員等の旅費に関する法律 等	出張旅費、物品購入代金等の支払は、会計法、国家公務員等の旅費に関する法律等の規定に基づいて実施されており、通常旅行者、業者等の口座への振り込みによる支払が行われているが、海外のホテル等で宿泊料を支払う際に、見積書の入手、海外送金等の便宜上の理由から、責任者を会計法上の分任支出負担行為担当官に指定し、クレジットカードによる支払を行っているところ。	d		今後も現行法令で対応し得る範囲内において、個別の事情等を考慮し、必要があれば適宜クレジットカードの使用の是非を検討する。		zA050003	全府省	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	5103	5103B002	1	株式会社オーエムシーカード	2	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	官公庁の経費及び購買決済に関し、その簡素化、省力化、処理コストの削減、会計の透明性を図る目的で、電子化された支払インフラを導入するためにノウハウを有する民間業者がそのインフラを提供する		官公庁の一般経費及び購買決済に関し、その簡素化、処理コストの削減、会計の透明性を図ることに寄与できるクレジットカードの導入	
会計法 国家公務員等の旅費に関する法律 等	出張旅費、物品購入代金等の支払は、会計法及び国家公務員等の旅費に関する法律等の規定に基づいて実施されており、通常旅行者、業者等の口座への振り込みによる支払が行われているが、海外のホテル等で宿泊料を支払う際に、見積書の入手、海外送金等の便宜上の理由から、責任者を会計法上の分任支出負担行為担当官に指定し、クレジットカードによる支払を行っているところ。	d		今後も現行法令で対応し得る範囲内において、個別の事情等を考慮し、必要があれば適宜クレジットカードの使用の是非を検討する。		zA050003	全府省	公務員経費のカード決済	5109	5109B007	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリアフサービス債権回収株式会社	7	公務員経費のカード決済		事務の合理化	公務員等の出張その他の公務による代金を簡易な方法決済する	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
刑法第185条、第186条	いわゆるカジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。	c		カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。また、カジノ実施に伴い、暴力団や外国人犯罪組織等の関与のほか、少年の健全育成への悪影響、風俗環境の悪化等が懸念され、カジノの実施を検討する場合には、これらの諸問題を十分に考慮することが必要である。 したがって、カジノを実施するための立法を検討される場合には、警察庁としては、これらの治安上の観点から、その議論に加わり、必要な意見を申し述べて参りたい。		zA050004	警察庁、法務省	日本籍船でのカジノの自由化	5022	5022A006	1	社団法人日本船主協会	6	日本籍船でのカジノの自由化	日本籍船では現行刑法が適用されるため、公海上であってもカジノが禁止されているが、カジノの運営が非合法とならないよう所用の法整備を行う。		国民への健全な娯楽を提供し、クルーズ客船事業の振興を図るため、日本籍船でのカジノの自由化を行うこと。	
自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条	自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所を確保しなければならないこととされている。 道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業の用に供する自動車運送事業法又は貨物利用運送事業法においては、事業用自動車の並びに自動車庫の位置及び収容能力を事業計画の記載事項とすることにより、保管場所確保義務の履行の確保が図られている。	c		平成16年中における路上に駐車中のトレーラー・シャーシに対する衝突による人身事故は、32件(死者7人、重傷8人、軽傷13人)発生している状況にある。警察、気象庁等により運行に供されるシャーシの数が日々変動し特定できないと等を踏まえ、部課案を検討するに、その実態には、積載数変動により形状的には保管場所が定まらず、路上に置かれるシャーシが出現しないよう、港湾を管理する自治体又は事業者団体等において、少なくとも、特別対策シャーシのための指定保管スペースを確保し、必要に応じ直ちに提供する体制を整え変動に対応するとともに、シャーシの管理が不適切にないかを確認する等の担保措置を責務を持って確保し、確保し、事業者ごとに実質的に必要となる保管場所の数を特定する必要があり、このため、港湾を管理する自治体又は事業者団体等からかかる担保措置の確保が求められ、その担保措置の内容を規定の上、それが事実上認められる見通しを得たときは、その担保措置を前項に「保管場所を確保した」と認められるか否かは「自動車」を通常保管するための場所、と考えるか否かである。 したがって、港湾地区の公共バスの後背地を保管場所とするについては、道路上の場所以外の場所であって、指定保管スペースを確保し、確保し、保管場所として使用する必要がある。また、指定保管スペースの確保等の要件を満たしているかどうかは保管場所として認められるかどうかは「自動車」を通常保管するための場所であり、自動車を通常保管するための場所とは異なる。保管場所とは認められない。		zA050005	国土交通省 警察庁	内航輸送用トレーラー・シャーシの車庫に関する規定の見直し	5022	5022A008	1	社団法人日本船主協会	8	内航輸送用トレーラー・シャーシの車庫に関する規定の見直し	内航輸送用シャーシ運用上においては、登録用車庫確保の負担が所有者に強い一方、その車庫はほとんど利用されず、現在の規制は利用実態にそぐわないため、内航輸送用シャーシについては、車庫一台のスペースで複数台登録できるようにするべきである。さらに、こうしたトレーラー・シャーシの特殊性から港湾地区の公共バスの後背地およびフェリー・RORO船の船内のスペースを車庫として認めるべきである。		自動車の保有者は車庫法により保管場所を確保しなくてはならないが、海上輸送用トレーラー・シャーシについても一般のトラック同様、同法が適用されている。しかし、内航輸送用シャーシの車庫の利用実態は、船内及び港頭地区の駐車場に限られ、かつ運用上常時海上輸送のものもある。トレーラーヘッド、シャーシ夫々1台ずつの車庫取得に加え、港頭地区におけるヤードの確保が仕出し地/仕向け地両方に必要となり、実質取扱いトレーラー・シャーシの約4倍の車庫の確保が必要となる。このため、モーダルシフトに資する海上輸送用に利用されるシャーシについては、利用実態に合せて車庫に関する規制を見直し、車庫一台のスペースで複数台登録できるようにすべきである。また、こうしたトレーラー・シャーシの特殊性から港頭地区の公共バスの後背地およびフェリー・RORO船の船内のスペースを車庫として認めるべきである。	
道路交通法第57条及び第58条	貨物が分割できないものであるため、政令で定める積載重量等の制限を超える場合は、警察署長の許可を受けなければならない。	c		制限外積載許可は、原則として一個の運転行為ごとに行うべきものであるが、同一運転者により定型的に反復、継続して行われる運転行為については、申請者の負担を軽減するとともに、行政事務の合理化を図るため、車両が同一であること、同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬すること及び運転経路が同一であることを条件として、包括して一個の運転行為とみなして許可しているところである。 また、上記3要件を満たす場合で、運転者が複数の場合は、その全員を申請者とし、申請書の申請者欄に連記することを可能としているところである。 このように、制限外積載許可の一括申請については、既に可能な限り申請者の負担軽減に配慮した取扱いを行っているところ、要望内容にある制限外積載許可申請では、運転者、車両、経路のいずれも特定されず、当該申請に係る車両の通行上の支障の有無について道路及び交通の状況に応じた的確な審査をすることができないおそれがあるため、交通の安全と円滑を確保するという観点から、御要望の趣旨におこたえすることはできない。		zA050006	警察庁	制限外積載許可の一括申請可能化	5028	5028A002	1	(社)日本建設機械工業会	2	制限外積載許可の一括申請可能化	制限外積載許可申請において、運転手・車両・経路が複数となる場合に、一括し1件で申請することを可能としていただきたい。		(1)「制限外積載許可」の申請は、運転手・車両・経路のいずれかが異なれば、それぞれに申請書の提出が必要である。そして、工場から港湾や販売店への輸送の場合、「制限外積載許可」期間が3ヶ月間としても年4回の申請となるので、事務処理負担が大きい。また申請時提出する資料には重複するものがある(特殊車両通行許可証のコピー)。 運転手・車両・経路について複数のものの一括申請が可能となれば、申請側・審査側双方の事務処理作業を簡素化できる上、提出資料枚数も削減できる。 (2)「特殊車両通行許可」申請では、複数経路につき一括して申請することが認められている。	ここで、経路とは「車両毎に特殊車両通行許可証で許可された全経路の一部、または全部」を考えています。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
出入国管理及び難民認定法	我が国が査証免除していない国の国民は査証が必要である。	c		平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安・出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。		zA050007	警察庁、外務省、厚生労働省	技術者等の入国規制緩和	5034	5034A014	1	(社)関西経済連合会	14	技術者等の入国規制緩和	中国をはじめ日本に入国する際に規制を受ける国であっても、来日の目的が研修・技術会議・設備・装置の確認等であることが確認できる技術者の場合、ビザを不要としてほしい。また、その際の手続き・承認等にかかる時間を短縮できるよう、諸々の整備をお願いしたい。		ジャストインタイム、必要とされる時間に来日が可能となれば、スケジュール組みに自由度が得られ、仕事効率も向上し、時間管理、効率活用、信頼等のため	
出入国管理及び難民認定法	外国人が日本国内で就労を行うためには、就労可能な在留資格が必要であり、在留資格ごとに定められた期間、範囲で就労を行うことができる。	c		平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安・出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。		zA050008	外務省 厚生労働省 法務省 警察庁	中国を始め東南アジアからのサービス産業従業員の人口規制緩和	5034	5034A015	1	(社)関西経済連合会	15	中国を始め東南アジアからのサービス産業従業員の人口規制緩和	現在フードサービス業に従事する人口は400万人を超える状況ですが、特に若者がIT関連分野に転職するものも多く、全体的に人手不足であり、今後の少子化を含め重要な問題である。就労査証の発給緩和を求める。		調理分野・サービス分野の労働者の人口管理規制を緩和して欲しい。	
出入国管理及び難民認定法	我が国が査証免除措置していない国の国民は査証が必要である。 なお、中国人の訪日団体観光査証の発給地域は、これまで1市4省に限られていたが、平成17年7月26日より中国全土に拡大されている。	c		平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安・出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。		zA050009	中国人に対する査証の発給緩和：外務省 警察庁	ワーキングビザ及び観光ビザ発給の緩和	5034	5034A016	1	(社)関西経済連合会	16	ワーキングビザ及び観光ビザ発給の緩和	ワーカー不足傾向は明らかであり、FTA協定の対フィリピンワーカーへのワーキングビザ発給等の緩和が望まれる。又、中国人に対するビザ発給も実質的に様々な規制があり取引に支障がある。中国人に対する査証発給の緩和を求める。		要望内容の通り	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
出入国管理及び難民認定法	外国人が日本国内で就労を行うためには、就労可能な在留資格が必要であり、在留資格ごとに定められた期間、範囲で就労を行うことができる。	c		平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や所帯制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。		ZA050010	就労査証の発給緩和・外務省 法務省 厚生労働省 警察庁	ワーキングビザ及び観光ビザ発給の緩和	5034	5034A016	2	(社)関西経済連合会	16	ワーキングビザ及び観光ビザ発給の緩和	ワーカー不足傾向は明らかであり、FTA結みの対フィリピンワーカーへのワーキングビザ発給等の緩和が望まれる。又、中国人に対するビザ発給も実質的に様々な規制があり取引に支障がある。		要望内容の通り	
道路交通法第4条第1項、第22条第1項	都道府県公安委員会は、道路標識等を設置及び管理して、道路における交通の規制をすることができる。 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においては、その最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。	d		一般道路における自動車の最高速度規制は、道路標識等により最高速度が指定されている道路においてはその最高速度が適用され、道路標識等により最高速度が指定されていない道路においては法定速度である時速60キロメートルが適用されることがされている(道路交通法第22条第1項及び道路交通法施行令第11条)。 そして、道路標識等による最高速度規制については、都道府県公安委員会が、道路の設計速度、道路構造、自動車の実勢速度、交通量、交通事故の発生状況、交通安全施設等の整備状況、沿道環境等の諸条件を総合的に勘案して個別に決定しており、都道府県公安委員会が具体的な道路の区間についてこれらの諸条件を総合的に勘案した結果、交通の安全と円滑の確保、騒音、振動等の交通公害の防止、沿道住民の意向等の観点から問題がないと判断する場合は、道路標識等により法定速度を超える最高速度を指定することも法律上可能である。 なお、具体的な最高速度規制の要望については北海道警察に相談していただきたい。		ZA050011	警察庁	既存の一般道路の改築による、交通安全と高速走行を両立させた「快速国道」の導入とその関連法見直し	5038	5038A002	1	諏訪光司(個人)	2	既存の一般道路の改築による、交通安全と高速走行を両立させた「快速国道」の導入とその関連法見直し	特に北海道の一般道路は積雪に対応する為元々道路幅が広く作られているためか、冬季以外の郊外の幹線道路では流れが80～90km/hはあるが、その流れに乗る派と法定速度遵守派との間での無理な追い越しが日常茶飯事になっている実態がある。それに衝突死と事故が北海道は特に多い。そこで、自動車、道路関連フリージャーナリストの清水草一氏は既存の一般道路に一定間隔で中央分離帯付の追越車線を設けて自専道とし、制限速度も80km/h程度にする(積雪時除く)、市街地や信号の手前では制限速度を下げ安全性を確保。 という「快速国道」の提案をしています。私は対面2車線部にも簡易中央分離帯(ブロック・ポストコーン)高速道路の暫定2車線開通区間にあるようなものを付けば安全性は更に高まると考えます。北海道に限らず、一般道路の渋滞とは無縁な交通需要甚少地域に安全性が高いと巨費を投じて有料高速道路を建設しても結局誰も利用しないので全く意味が無く、無駄を作り続けているのが日本の現在の道路行政です。このような地域は新規の高速道路建設よりも一般道路の「快速国道」への改築のほうがコストが安く、交通安全性も高まりはるかに有益です。			
自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 第6条第1項、同条第6項、第12条第3項	自転車の防犯登録は、自転車の盗難を防止、盗難自転車の被害回復、放置自転車を撤去した際の所有者照会に資することを目的としてあり、都道府県警察が、市町村から市町村長が撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとされており、提供された資料は、自転車所有者への返還等に活用されている。また、一部自治体においては、警察署長と市町村長との協定に基づき、電磁的記録による資料の提供が実施され、当該業務の迅速・効率化が図られているところであり、警察庁では、各都道府県警察が電磁的記録による資料提供方式を促進し、業務の迅速・効率化が図れるよう指導しているところである。	d		市町村から市町村長が撤去した自転車等に関する資料の提供を求められた場合は、自転車法の規定に基づき、各都道府県警察が資料の提供を行っているところであり、御提案のように、オンラインで資料を参照できる権限を自治体に付与することについては、それを妨げる国の法令はなく、各都道府県警察において検討されるべきものである。		ZA050012	警察庁	撤去自転車の返還業務における防犯登録参照業務の効率化	5041	5041A001	1	日本電気株式会社	1	撤去自転車の返還業務における防犯登録参照業務の効率化	主に都市部で問題となっている放置自転車対策業務は自治体が行っている。一方、自転車の防犯登録に関する諸情報データは警察が管理している。自治体は、撤去回収した自転車の所有者を把握するために、その都度、警察へ防犯登録番号から所有者の照会をかけている。この照会業務を効率化にかつ正確に行うため、オンラインで自治体から警察のデータを参照できる権限を認めていただきたい。撤去した自転車について、被害届けが出ているか否かを確認する必要があるため、業務上、警察と自治体の連携は必須である。迅速な盗難自転車発見により、警察においては被害届けの迅速な取り下げ(犯罪件数の減少)という効果が図られ、自治体は住民サービスの向上(放置自転車ではないので、無償で所有者に返還)、自転車所有者は盗難自転車の早期還付など、それぞれ効果が見込める。 現在、紙ベースで行っている照会業務を、オンラインによる即時参照(若しくは、オンラインによる電子媒体での受け渡し)で実現する。個人情報保護法も考慮したデータの暗号化のようなセキュリティ対策も合わせて実現する。また、撤去自転車の集積所では、業務PCへのアクセスコントロールを必須とし、警察からの防犯登録番号一覧(所有者情報が入ったもの)は、自治体庁舎内の業務PCにのみ送られるようなセキュリティを考慮した仕組みとする。		添付資料：撤去自転車の管理業務改善イメージ	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
刑法第185条、第186条	いわゆるカジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。	c		<p>カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。また、カジノ実施に伴い、暴力団や外国人犯罪組織等の関与のほか、少年の健全育成への悪影響、地域の風俗環境の悪化等が懸念され、カジノの実施を検討する場合には、これら諸問題を十分に考慮することが必要である。</p> <p>したがって、カジノを実施するための立法を検討される場合には、警察庁としては、これらの治安上の観点から、その議論に加わり、必要な意見を申し述べて参りたい。</p>		zA050013	警察庁 法務省	カジノ実現に必要な法整備	5048	5048A008	1	東京都	8	カジノ実現に必要な法整備	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノを実現するために、必要な法整備を行うこと。 ・その際に、地域の実情に即したカジノ運営を可能にするしくみとするなど、地方自治体の意向を十分踏まえるよう留意すること。 	カジノ/開設	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノは、有力な観光資源であり、新たなゲーミング産業として、経済波及効果や雇用創出効果が大きいと期待できる。 ・カジノは、現行法では、刑法の賭博および蓄くじに関する罪で規制されており実施することができない。 	
出入国管理及び難民認定法	我が国が査証免除を実施している国地域の者(一般旅券所持者)は、我が国への観光や保養等を目的とする在留資格「短期滞在」に該当する場合には、査証を取得することなく上陸許可申請を行うことができる。	c		我が国の不法残留者数約21万人の、不法残留となった直前の在留資格の約7割を「短期滞在」が占めている。こうした状況を踏まえると、期間限定の査証免除の実施結果や我が国における犯罪状況等を総合的に考慮し、必要な措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。		zA050014	外務省 警察庁 (短期滞在査証の免除)	外国人旅行者に対する査証手続きの緩和	5048	5048A009	1	東京都	9	外国人旅行者に対する査証手続きの緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・観光目的で来訪する旅行者に対しては、一定要件(出入国管理及び難民認定法別表第一に掲げる「短期滞在」の場合、往復予約済航空券を所持している場合等)の下での査証の免除を行うこと。 ・愛知万博期間中における、韓国及び台湾から観光目的で来訪する旅行者に対する一時的な査証免除については、期間終了後も継続し、将来的にはその恒久化を図ること。 		<p>日本を訪れる外国人旅行者は、日本人海外旅行者の4分の1に過ぎなかったという状況に対し、都は、千客万来の世界都市・東京の実現を目指して、「東京都観光産業振興プラン」を策定し、外国人旅行者を増加させるための具体的な施策を展開している。今後、外国人旅行者数の拡大を図るためには、不便を来たしている現在の査証制度を改善することが必要である。短期滞在査証の免除を求める。</p>	
出入国管理及び難民認定法	愛知万博期間中の特例措置として、韓国に対しては2005年3月1日から9月30日までの間、台湾については、身分証番号が記載された台湾護照(旅券)を持つ者に対しては、2005年3月11日から9月25日までの間、短期滞在査証の免除を実施している。	c		来日する韓国人や台湾居住者による犯罪が多発しており、また、不法残留者数も多く、不法残留となった直前の在留資格のうち、韓国人にあつては約91%、台湾居住者にあつては約97%を「短期滞在」が占めている。両国に対する短期滞在査証の免除の恒久化については、こうした状況や、期間限定の査証免除の実施結果、我が国における犯罪情勢等を総合的に考慮し、旅券の偽変造対策の強化等治安を確保するために必要な措置が講じられるよう、継続的に検討する必要がある。		zA050015	警察庁 法務省 (韓国・台湾に対する短期滞在査証免除の恒久化)	外国人旅行者に対する査証手続きの緩和	5048	5048A009	2	東京都	9	外国人旅行者に対する査証手続きの緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・観光目的で来訪する旅行者に対しては、一定要件(出入国管理及び難民認定法別表第一に掲げる「短期滞在」の場合、往復予約済航空券を所持している場合等)の下での査証の免除を行うこと。 ・愛知万博期間中における、韓国及び台湾から観光目的で来訪する旅行者に対する一時的な査証免除については、期間終了後も継続し、将来的にはその恒久化を図ること。 		<p>日本を訪れる外国人旅行者は、日本人海外旅行者の4分の1に過ぎなかったという状況に対し、都は、千客万来の世界都市・東京の実現を目指して、「東京都観光産業振興プラン」を策定し、外国人旅行者を増加させるための具体的な施策を展開している。今後、外国人旅行者数の拡大を図るためには、不便を来たしている現在の査証制度を改善することが必要である。韓国、台湾に対する短期滞在査証免除の恒久化を求める。</p>	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
なし	「テロの未然防止に関する行動計画」(平成16年12月10日、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)の中で、入国審査時における外国人入国者からの指紋情報取得に係る制度増入の方針が決定された。具体的制度設計については、諸外国の動向を踏まえつつ、個人情報保護の在り方を含めて関係省庁間で検討中である。	b		バイオメトリクスを活用した出入国管理体制の構築は、テロリスト、犯罪者及び強退去強制者等の入国を阻止する手段として有効であることから、早期の実現にむけて必要な準備を図っているところである。警察庁としては、指名手配被疑者、ICPO手配被疑者等が入国する際に、阻止等の必要な措置を的確に講ぜられるよう、関係省庁と制度設計を検討している。		zA050016	法務省 警察庁 外務省	来日外国人・組織犯罪の防止	5048	5048A010	1	東京都	10	来日外国人・組織犯罪の防止	在留資格審査の一層の厳格化を図るとともに、既にアメリカで実施されているバイオメトリクス(生体認証技術)を活用した入国審査の実施など、早期に入国審査を厳格化すること。	退去強制した不法滞在者の水際での再入国阻止などによる来日外国人犯罪の抑止	・出入国管理法の改正により、在留資格取消制度の創設や不法残留者の罰金額引上げが行われ、不法滞在者に對する取締りは一定の措置が講じられた。 ・また、バイオメトリクスを含めた入国審査の厳格化についても、平成18年の通常国会に法案を提出する方向で検討中とのことであり、一定の評価はできる。 ・しかしながら、不法入国の手法が、より悪質巧妙化している状況下、一日も早い入国審査の厳格化を求める。	
技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針 技能実習制度推進事業運営基本方針	研修制度は、諸外国の青壮年労働者を日本に受け入れ、1年以内に、日本の産業・職業上の技術・技能・知識を支援することを目的とするものである。 技能実習制度は、研修期間と合わせて最長3年の期間において、研修生が研修により修得した技術・技能・知識を、雇用関係の下、より実践的かつ実務的なものとすることを目的とするものである。	c		平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安・出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。		zA050017	法務省 警察庁 厚生労働省 外務省	外国人研修・技能実習制度の見直し(1)	5053	5053A032	1	(社)日本経済団体連合会	32	外国人研修・技能実習制度の見直し(1)	過去数年に亘り研修生・技能実習生の受け入れ実績があり、かつ不正行為等なく適正な運営を行なっている企業を優良事業者として認定し、一定の要件のもと、最長期間を5年に延長し、受け入れ人数枠を緩和するべきである。現地法人の技能者を多能工として育成する必要性が生じていることから、企業単独型であれば技能実習移行職種の認定を簡略化し、その組み合わせ実習も可能にするなど、企業実態にあわせて現行制度を柔軟に見直すべきである。もしくは、海外現地法人の初級現場監督者クラスの人材が日本国内で長期間(3年前後)の実務研修を行なうことを可能とするよう在留資格を整備すべきである。		今日の急速なグローバル化の進展と技術や業務運営の革新・複雑化に鑑み、より多くの外国人が長期間、日本国内で実務研修を行なう必要性が生じている。また、現地法人の現場スタッフを多能工として日本国内で育成するケースもあるが、現行制度は単一の職種という考え方が強く、多能工には対応できていない。技能実習によって身につけた単一の技能では、帰国後、現地法人で活かすことができず、指導的な職務につくことができないことも考えられる。結果的に発展途上国への技術移転という制度の趣旨に則った活動が行なえない。第3次出入国管理基本計画(2005年3月)では、「問題の少ない企業単独型研修は企業活動の変化等に応じた基準緩和を検討し、技能実習の対象職種も幅広く見直ししていく」とされており、見直しの際には上記の観点も考慮に入れるべきである。企業のグローバル展開によって現地スタッフの育成方法も多様化しており、そうした動きに研修・技能実習制度が対応できなければ、在留資格の改定、創設も含めて検討すべきである。	外国人研修・技能実習生制度については、財団法人国際研修協力機構(JITCO)が中心となり、「技能実習制度推進事業運営基本方針」に沿って運営されている。研修期間は技能実習と合わせて最長3年、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%(中小企業特例あり)となっており、技能実習移行対象職種は62職種114作業に限定されている。技能実習を行なう際、当該職種の作業はJITCOの指導により全労働時間の6割以上でなければならぬ。
出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針 技能実習制度の基本的枠組	技能実習制度は、研修期間と合わせて最長3年の期間において、研修生が研修により修得した技術・技能・知識を、雇用関係の下、より実践的かつ実務的なものとすることを目的とするものである。	c		平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安・出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。		zA050018	法務省 警察庁 厚生労働省 外務省	外国人研修・技能実習制度の見直し(2)【新規】	5053	5053A033	1	(社)日本経済団体連合会	33	外国人研修・技能実習制度の見直し(2)【新規】	外国人技能実習制度に関する在留資格の創設等 同制度における非実務研修、実務研修、技能実習の期間等について柔軟性を確保すべく、「技能実習」を前提として在留する外国人については、在留期間を通じた新たな在留資格を創設すべきである(例えば、新たな在留資格の下では、半年の研修と2年半の技能実習や母国で一定の研修を終了した場合には更なる研修期間の短縮と技能実習期間の長期化を可能とする)。 技能実習の対象職種の拡大 技能実習の対象職種は、現在、その大半が製造業に係る職種であるが、サービス業を含め開発途上国等に高いニーズがあり、わが国において優れた知見・技術が蓄積されている分野等(例えばチェーン展開されている各種サービス事業等)について対象職種を拡大すべきである。 受入企業・技能実習生双方のニーズに基づく在留資格の変更	(具体的内容 右下の続き) 研修・技能実習生の中には、研修・技能実習で得た技能を母国において活かすのみならず、将来的にわが国経済社会の発展にも活かしたいと希望する者もあり、受入側にも担い手として引き続きの滞在を希望する者は少なくない。そこで、わが国の産業競争力、地域経済、国民生活の維持・強化に必要な分野について、特に高度な技能等を併せて行う必要がある。なお、日インドネシアEPAの協議において、インドネシア側からも、同制度の見直しについて、研修期間における待遇の改善、技能実習対象業種の拡大、実習後の就労等への要望が寄せられている。	現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」「生活実費」として研修手当を支給)と2年間の「技能実習」(労働の対価として賃金を支給)の最長3年間で構成され、「技能実習」の対象職種は、技能検定等の対象となる62職種114作業に限定されている。また、技能実習修了後の就労は認められていない。2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、同制度の見直しとして、技能実習に係る在留資格の創設や実務研修中における法的保護の在り方、国際貢献に資する観点からの技能実習の対象職種の幅広い見直し、等が指摘されている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
出入国管理及び難民認定法第6条	認知万博期間中の特例措置として、韓国人に対しては2005年3月1日から9月30日までの間、台湾については、身分証番号が記載された台湾護照(旅券)を持つ者に対しては、2005年3月11日から9月25日までの間、短期滞在査証の免除を実施している。	c		来日する韓国人による犯罪が多発しており、また、不法残留者数も多く、不法残留となった韓国人の直前の在留資格の約91%を「短期滞在」が占めている。こうした状況や、期間限定の査証免除の実施結果、我が国における犯罪傾向等を総合的に考慮し、旅券の偽変造対策の強化と治安を確保するために必要な措置が講じられるよう、継続的に検討する必要がある。		ZA050019	外務省 警察庁	韓国に対する商用・観光ビザの免除(新規)	5053	5053A111	1	(社)日本経済団体連合会	111	韓国に対する商用・観光ビザの免除(新規)	韓国を商用・観光ビザ免除国に含めるべきである。具体的には、現在、「愛・地球博覧会」の開催に伴い9月30日まで暫定的に採用されている韓国への商用・観光ビザ免除措置を恒久化すべきである。		外国旅行者を対象とした観光は、「ピジット・ジャパン・キャンペーン」に見られるように国の施策としても重要な意味をもち、また地域活性化の手段としても注目すべきものである。特に、アジア諸国からの観光客は今後最も増加率が高いと予想されるが、アジア諸国で現在、商用・観光査証が免除されているのはシンガポール、ブルネイ、香港、マカオのみである。今後、査証免除対象国を増加させていくべきであり、特に、韓国については、現在訪日する外国人数の一番多い国が韓国であり、規制緩和が進めば日韓の交流が進み、一層の集客が見込めること。イギリス、フランス、ドイツ等は韓国を査証免除国にしていること。韓国は日本人に対して査証免除措置をとっていること。現在万博に伴う期間限定査証免除が行われており、過去にもサッカーワールドカップ日韓共催時に期間限定査証免除を行った実績があること等に鑑み、早急を実現すべきである。	2005年3月現在、わが国は59カ国に対して商用・観光ビザを免除しているが、その中に韓国は含まれていない。
なし	当庁との契約の際に取り交わされる契約書の条項には、当該契約によって発生する権利等を一部の場合を除き第三者に譲渡・承継することを禁じる債権譲渡禁止特約が盛り込まれているところ。	d		当庁においても、国の他の機関と同様、逐次債権譲渡禁止特約の部分的解除を実施しているところであるが、さらなる債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約及び譲渡対象者を拡大する方向で検討中である。		ZA050020	全庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	5053	5053A143	1	(社)日本経済団体連合会	143	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方自治体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする。事前承認手続を大幅に簡素化する。債権譲渡に対する取扱を統一する)を策定することが求められる。地方公共団体に対しても同様の取扱いが求められる。		資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁・地方自治体が共通ルールの中で着実に取り組むことが求められる。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止特約適用の例外とする等、企業における先掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかし、省庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。
自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条、第7条、第8条、第9条、第13条、第4項等	警察署長は、自動車保管場所証明書を交付したとき、又は軽自動車である自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置その他政令で定める事項の届出を受理したとき等は、当該自動車の所有者に対し、当該自動車の保管場所の位置等について表示する国家公安委員会規則で定める様式の保管場所標章を交付しなければならない。	c		保管場所標章の制度は、正規の手続きを踏み新規登録、変更登録又は移転登録を受けた自動車であっても、その確保場所が継続して確保されていない場合があるという実態があったことから、自動車などの行政区域、この警察署の管内に保管場所を確保しているかを、外形的に第三者に明らかにすることにより、自動車の保有者に自主的に真正な保管場所を確保させるべく(車種別)の、保管場所確保義務の継続的な履行を確保しようとするものである。自動車の保管場所の確保に関する法律において、警察署長は、自動車について、保管場所標章が表示されていないと認められる自動車については、保管場所標章の記載事項を基に保管場所が確保されているか否かについて調査することとなる。このように保管場所標章は、保管場所確保義務の継続的な履行を確保するために必要な制度であって、保管場所標章の制度を廃止することはできない。なお、自動車保管場所証明書の交付の申請においては、申請に係る自動車の登録番号は未だ特定されておらず、また、自動車登録ファイルに登録されたデータには保管場所の位置のデータが含まれていない。したがって、それぞれのデータの共有化を図るためには、申請に係る届出の車台番号に基づき、警察のみが保有する保管場所に係るデータと自動車登録ファイルに係るデータを正確に照合させることが必要であるが、申請書の車台番号の記入ミス(アルファベットと数字の間違い等)や、道路運送車両法に基づき(車種による車台番号の印刷等)により、双方のデータを正確に照合させることは困難である。		ZA050021	警察庁	自動車保管場所標章の廃止	5053	5053A189	1	(社)日本経済団体連合会	189	自動車保管場所標章の廃止	自動車保管場所標章の貼付を廃止すべきである。		標章購入コストを削減できる。自動車の保管場所の確保は、道路運送車両法第4条に定める新規登録および同法第12条に定める変更登録の要件となっている。したがって、道路運送車両法において自動車登録ファイルに登録を受け、運行の用に供される自動車は、その時点では、すべて保管場所が確保されていることが確認されていることから、各省庁間のデータの共有化が図られれば、その他に散逸して車両に貼付し、保管場所が確保されている旨を明示する標章に個別の機能はなく、貼付は不要である。	自動車には、国家公安委員会規則に基づき、自動車保管場所標章を表示(後部ガラスに貼付)しなければならない。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
出入国管理及び難民認定法 出入国管理法 出入国管理法第7条第一項第二号の基準を定める省令		c		平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安・出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。		ZA050022	法務省 厚生労働省 警察庁 外務省	外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人受入れに係る在留資格の早期整備	5053	5053A214	1	(社)日本経済団体連合会	214	外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人受入れに係る在留資格の早期整備	政府は上記閣議決定に従い、極力早期に必要な在留資格を整備すべきである。その際、事業活動の実態を反映した現実的かつ柔軟な要件設定を行い、わが国企業、外国企業ともに過度な負担を課すことのないようにすべきであり、在留期間について極力長期なものとするほか、仮に労働基準関連法令等の適用に関わる措置が必要とされる場合には、 (1)1名で来日する場合にはその者を管理者とみなす、もしくは受入企業の社員に管理業務を認めること、(2)各種手続きにおいて処分性を伴った行為を介在させないこと、(3)届出書類を極力簡素なものとする、(4)業務独占資格者の介在を不要化すること、(5)労災等への保護措置の柔軟性を確保すること等が重要である。	近年、わが国企業の更なる国際競争力強化に向けて、共同研究・開発、マーケティングやシステム開発のアウトソーシング化等、国境を越えた様々な協力や事業再編等が増えている中、これら外国人を受入れるための制度の整備が強く求められている。しかし、現状では、外国企業がわが国に本店、支店、その他の事業所を有しない場合には、在留資格「企業内転勤」に該当せず、また、わが国企業と当該外国人の間には契約が存しない場合には、在留資格「技術」「人文知識・国際業務」の要件も満たさない。さらに、在留資格「短期滞在」では、在留期間が90日以内とされていることから長期にわたり滞在することはできない。	わが国企業と、わが国に本店、支店、その他の事業所がない外国企業とが一定の契約を締結し、同契約を履行するため当該外国企業に属する専門的・技術的分野の外国人を一定期間わが国に受入れる必要が高まっているが、このような高度人材がわが国に滞在し必要な業務を行うための在留資格が整備されていない。2005年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」では、当会の昨年度の要望を受け、「我が国企業と海外の企業との共同研究・開発等を行うために受入れる海外の企業に所属する専門的・技術的分野の外国人が長期的に在留できるよう、国内法制との整合性に留意しつつ、早急に検討し、結論を得る。」(平成17年度検討「結論」とされた。	
出入国管理及び難民認定法 出入国管理法 出入国管理法第7条第一項第二号の基準を定める省令 介護労働者に係る在留資格は設けられていない。		c		平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安・出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。		ZA050023	法務省 厚生労働省 警察庁 外務省	外国人の介護分野での在留資格の整備【一部新規】	5053	5053A215	1	(社)日本経済団体連合会	215	外国人の介護分野での在留資格の整備【一部新規】	介護福祉士の資格取得者や外国における隣接職種で一定の日本語能力を有する者等については、当該分野に関わる新たな在留資格を設け、わが国における介護分野での就労を認めるべきである。更には、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環として、一定の日本語能力を有する者がホームヘルパー等の公的資格を取得してわが国で就労することを認めるとともに、これら資格を母国で取得できるよう厚生労働大臣等が指定した介護福祉士養成施設や訪問介護員養成研修事業者が日本語教育ならびに日本と同様の課程を実施する分校を海外で設置できる制度を設けることを検討すべきである。	介護は、少子化・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると思われる分野であり、わが国の介護サービスの維持・充実の観点から、諸外国より優秀な人材を受け入れることが重要である。今回の日比合意は、とりわけこれまで専門的・技術的分野での外国人の就労の途が開かれた点で、その第一歩として評価できる。しかし、わが国の介護サービスの維持・充実の観点から、EPA交渉において合意した場内に限らず、同分野での外国人受け入れの一層の促進に取り組むべきである。	2004年11月に日比合意に達したことにより、一定の要件を満たすフィリピン人の介護福祉士候補者の入国を認め、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環としての就労(滞在期間の上限4年)や、国家試験を受験後、国家資格取得者は介護福祉士として引き続き就労することが認められることとなった。同時に、日本語の研修修了後、課程を修了した者に介護福祉士の国家資格が付与されることとなる日本国内の養成施設へ入学する枠組も設けられることとなった。しかし、具体的な受入れ人数については、日本側がフィリピン側と相談して決めるとされ、与えられる在留資格も「特定活動」と暫定的な対応となっている。また、他の外国人については、たとえ介護福祉士の国家資格等を取っても、介護分野での就労を目的とした入国は	
出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」、「投資・経営」の在留期間は、最長3年となっている。	c		平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安・出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。		ZA050024	法務省 警察庁 外務省	高度人材に対する在留期間の長期化【新規】	5053	5053A216	1	(社)日本経済団体連合会	216	高度人材に対する在留期間の長期化【新規】	わが国経済社会の様々な分野で活躍する(あるいは活躍が期待されている)「高度人材」の受入れをより一層促進すべく、わが国で長期的かつ安定的に就労することを望む「高度人材」にとって阻害要因となっている最長3年の在留期間について、例えば在留資格「人文知識・国際業務」「技術」「投資・経営」等、総じて専門性が高く不法滞在者も少ない分野の人材(いわゆる「高度人材」)については、在留期間を5年に伸張すべきである。同時に、労働基準法の改正により2004年度から高度専門知識を有する者の有期労働契約期間が5年に延長されたこと等も踏まえ、これら高度専門知識を有する外国人が5年の有期労働契約を締結しわが国で就労する際には、その期間に合わせて在留期間を設定すべきである。	2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、専門的・技術的分野の外国人を積極的に受け入れる姿勢を引き続き示し、「経済・文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、1回の許可でより長期間の在留期間を決定することとし、安定的に我が国で活動しやすい方策を構築する必要性が指摘されている」として、「在留期間を伸張しても不法就労等の問題を発生させない仕組みを確立することを前提に、高度人材の在留期間の伸長を図っていく。また、併せて高度人材に含まれない専門的・技術的分野の在留資格に係る在留期間の伸長についても検討していく」としている。専門的・技術的分野の中でも、上記の在留資格「投資・経営」等の「高度人材」については、現行の在留期間(3年又は1年)終了までに更新の手続きを行う制度に代えて、一定の報告義務等を課し資格外活動等を行っていないことを証明すること等の手続きを導入することにより、不法就労等の問題の発生を防止することができ一方、問題のない「高度人材」の身分の安定性は大きいが高まる。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令	在留資格「技能」は、産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動とされている。在留資格「企業内転勤」をもって在留する者が行う活動は、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」の活動とされている。	c		平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安・出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。		ZA050025	法務省 警察庁 厚生労働省 外務省	専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し[新規]	5053	5053A217	1	(社)日本経済団体連合会	217	専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し[新規]	現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて、内閣に必要な体制を整備し、政府全体として結論を先送りすることのないよう期限を明確にした上で可及的速やかに検討を進めていくべきである。当面、例えば「技能」の在留資格で認められる活動として、入管法別表第一に定められている「産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動」をより広く解釈して基準省令を見直すとともに実務経験要件を緩和すること等により、わが国の産業競争力、地域経済、ならびに国民生活の維持・強化に必要な外国人受入れを推進すべきである。同時に、「企業内転勤」の在留資格についても、上記見直しを進めつつ、現在認められている「技術」又は「人文知識・国際業務」に加え、「技能」の在留資格に該当する活動を適用する方向で検討すべきである。		現在、就労を目的とする在留資格として出入国管理及び難民認定法で定められているのは、「投資・経営」、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「技能」等の4資格(「外交」、「公用」を除く)であり、このうち、主に企業活動の中で必要とされる資格の具体的な要件は、出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令にて定められている。2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、専門的・技術的分野の外国人を積極的に受け入れる姿勢を引き続き示し、「現在の在留資格や上陸許可基準に該当しないものでも、専門的、技術的分野と評価できるものについては、経済、社会の変化に応じ、産業及び国民生活に与える影響等を勘案しつつ、在留資格や上陸許可基準の整備を行い、積極的な受入れを進めていく」と指摘するとともに、「受入れに伴うプラスとマイナスの両面を十分勘案しつつ、現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて着実に検討していく」としている。	
出入国管理及び難民認定法第7条の2 同施行規則第6条の2・施行規則別表第4	在留資格認定証明の交付は、外国人本人、当該外国人を受け入れようとする機関の職員出入国管理及び難民認定法施行規則別表第4下欄に掲げる者が代理人として申請することができる。	c		平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安・出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。		ZA050026	法務省 警察庁	在留資格認定証明交付申請手続きの代理人範囲の拡大[新規]	5053	5053A220	1	(社)日本経済団体連合会	220	在留資格認定証明交付申請手続きの代理人範囲の拡大[新規]	代理人の範囲を拡大し、本邦に上陸しようとする外国人に代わり、当該外国人と契約を結んだ本邦機関の職員や当該外国人が転勤する本邦の事業所の職員に加え、これら本邦機関・事業所の人事・採用業務などを担当する機能分社(グループ会社)など密接な関係を有する一定の本邦機関の職員も代理人として、地方入国管理局に申請書を提出する手続きを行うことを認めるべきである。		経済のグローバル化が進展する中、わが国企業の更なる国際競争力強化に向けて、国籍を問わず優秀な人材を確保することが急務となっており、既に多くの高度人材が国境を越えて頻りに移動し活動する状況となっている。一方で、グループ経営の法制度が整って来たことなどを背景に、企業が専門機能を分社化し、グループ内業務を集中管理する事例が増えているが、在留資格認定証明交付申請手続きを含め現行法令の多くは、こうした機能分社を想定していないため、事業展開の妨げとなっている。機能分社の目的は、経営の効率化、遵法の精神に則った当該業務の専門性強化、品質の向上を図ることであり、例えば親会社の連結対象子会社等で当該業務の委託契約に基づきグループ企業の人事・採用業務を行う場合、これらの職員は業務の遂行にあたって十分な専門性を有し当該外国人が契約・転勤する機関の活動の詳細を理解しており、書類の提出を代理しても支障はない。	出入国管理及び難民認定法では、在留資格認定証明書交付申請について、本邦に上陸しようとする外国人に代わり、当該外国人を受け入れようとする機関の職員その他の法務省令で定める者が代理人としてこれをすることができると定められているが、法務省令では、代理人の範囲について、例えば、在留資格「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」では「本人と契約を結んだ本邦の機関の職員」に、同「企業内転勤」では「本人が転勤する本邦の事業所の職員」に、限定されている。
警備業法第11条の7	機械警備業務とは、警備業務用機械装置(警備業務用対象施設に設置する機器により感知した盗難等の事故の発生に関する情報を当該警備業務用対象施設以外の施設に設置する機器に送信し、及び受信するための装置であって送信者の音声を送信し、及び受信するためのもの以外のもの)を使用して行う施設警備業務をいう(警備業法第2条第5項、警備業法施行規則第2条)。 機械警備業者は、都道府県公安委員会規則で定める基準に従い、即応体制を整備する義務が課せられているため、機械警備業務を受託した場合には、当該機械警備業務のうち、警備員をして事実の確認その他の必要な措置を採らせる業務を他の警備業者に再委託するなどして分離して行うことは禁止されている(警備業法第11条の7)。	d		機械警備業務を受託した場合において、機械警備業者は、盗難等の事故の発生の状況を受信することに加え、それに基づき警備員をして、事実の確認その他現場における侵入者を確保するなど迅速な措置を採らせることにより、事故の発生及び被害の拡大の防止を図ることができるようになることから、これらは不可分一体の業務とされており、これらの業務を分離して行うことは困難である。		ZA050027	警察庁	警備業法における「機械警備業務の一体化」の見直し[新規]	5053	5053A238	1	(社)日本経済団体連合会	238	警備業法における「機械警備業務の一体化」の見直し[新規]	機械警備業務における監視業務のみを行うことを、警備業として認めるべきである。		機械警備業務は、対象施設からの情報を受信し、指令、通報等を行う業務(以下「監視業務」と)と指令を受けて現場に赴き、必要な警備措置を行う業務(以下「警備業務」と)に分業される。警備業法では、機械警備業者は即応体制の整備義務が課せられるなど、監視業務と警備業務を一体として行わなければならない。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
出入国管理及び難民認定法	数次査証は、原則として我が国と諸外国との間で相互取り決めがある場合に発給されている。	c		平成16年中の検挙件数・人員が共に過去最多を記録するなど、来日外国人による犯罪が深刻化している。 入国・滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が多数存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安・出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、提案を実施することは適当でない。		ZA050028	外務省 警察庁	一定の条件を満たす中国人に対する数年有効マルチビザの発給	5063	5063A002	1	長崎県	2	一定の条件を満たす中国人に対する数年有効マルチビザの発給	所得や海外渡航実績等、一定の条件を満たす中国人全てに対して数年有効のマルチビザ発給を認めてもらいたい。 現在、中国人に対する数年有効のマルチビザの発給については、株式市場上場企業等の管理職等にAPECビジネス数次査証が発給されているところであるが、発給実績が少ない状況にある。 また、中国から日本へのビザについては、親族の訪問、商務等の目的でしか個人ビザが発給されず、その都度招へい状が必要であるため、観光目的での訪日は、団体観光以外にはできない状況である。 今後、不法滞在を発生させることなく中国人訪日観光客の増加を図るため、一定の条件を付してそれを満たす中国人すべてに対して数年有効のマルチビザ発給を認め、この者については、個人での訪日も可能とする。	中国人に対し数年有効のマルチビザを発給し、個人での訪日観光を可能とすることにより、観光客が大幅に増加すると考えられ、これに伴い、地域経済の活性化及び雇用創出が期待できる。		
出入国管理及び難民認定法第6条	愛知万博期間中の特例措置として、韓国人に対しては2005年3月1日から9月30日までの間、台湾については、身分証番号が記載された台湾護照(旅券)を持つ者に対しては、2005年3月11日から9月25日までの間、短期滞在査証の免除を実施している。	c		来日する韓国人や台湾居住者による犯罪が多発しており、また、不法残留者数も多く、不法残留となった直前の在留資格のうち、韓国人にあつては約91%、台湾居住者にあつては約97%を「短期滞在」が占めている。両国に対する短期滞在査証の免除の恒久化については、こうした状況や、期間限定の査証免除の実施結果、我が国における犯罪情勢等を総合的に考慮し、旅券の偽変造対策の強化等治安を確保するために必要な措置が講じられるよう、継続的に検討する必要がある。		ZA050029	外務省 警察庁 法務省	韓国及び台湾居住者に対する短期滞在査証の免除	5063	5063A003	1	長崎県	3	韓国及び台湾居住者に対する短期滞在査証の免除	韓国及び台湾居住者に対しては、「愛・地球博」期間中に限定して短期滞在査証が免除されているが、「愛・地球博」終了後も引き続き免除措置を実施してもらいたい。 韓国及び台湾居住者の訪日観光客数は、第1位、2位を占めており、両国・地域居住者の訪日を促進するため、現在、「愛・地球博」期間中に限定している短期滞在査証の免除を、「愛・地球博」終了後も引き続き実施する。	韓国及び台湾居住者の訪日観光客数は、第1位、2位を占めており、両国・地域居住者の訪日を促進するため、現在、「愛・地球博」期間中に限定している短期滞在査証の免除を、「愛・地球博」終了後も引き続き実施する。	韓国及び台湾居住者に対する短期滞在査証の免除を行うことにより、訪日観光客がさらに増加することが考えられ、これに伴い、地域経済の活性化及び雇用の創出が期待できる。	
未成年者喫煙禁止法第4条	未成年者喫煙禁止法第4条では「煙草又は器具ヲ販売スル者ハ満二十歳ニ至ラザル者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス」と規定されている。	c		未成年者への煙草等の販売を防止するためには、年齢確認のみならず、未成年者には煙草等を販売しない旨の掲示、従業員に対する研修等の対策を総合的に講じていくことが必要であり、未成年者喫煙禁止法第4条の「其ノ他ノ必要ナル措置」を削除することは不適当である。		ZA050030	警察庁	未成年者喫煙禁止法による年齢確認を遵守する措置【新規】	5072	5072A002	1	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	2	未成年者喫煙禁止法による年齢確認を遵守する措置【新規】	未成年者喫煙禁止法第四条(煙草又は器具を販売する者は満二十歳に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要なる措置を講ずるものとす)の「其の他」は、未成年者喫煙禁止の表示・明示の自販機へのステッカーなどの貼付でも可と解釈されていて、未成年者喫煙防止に有効に作用していないので、「其の他の必要なる措置」を削除する法改正をすべきである。 本法第4条の年齢確認をする対面販売を基本とすることにより、未成年者の少年課少年保護対策室長は「未成年者による喫煙を防止するためには、たばこの販売にあたって、販売事業者が顧客に對面し、未成年である疑いがある場合には年齢確認の措置を確実に講じる必要があると考えております。自販機による販売につきましても、対面による販売と異なり、年齢確認を確実に講じることができないので、警察庁としては、たばこの販売方法としては適当ではないと考えております。」と発言しており、年齢確認の遵守を阻害する「其の他の必要なる措置」を削除する法改正が必要である。	2001年に本法に年齢確認措置の第4条が新設されたが、「其の他の必要なる措置」により、対面販売は名目だけとなり、未成年者はタバコを自販機によりほぼ自由に購入できる状況がある。これは未成年者の遵法精神をも蝕んでいる。 2004.6.28の第8回たばこ事業等分科会で、本法所管の警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長は「未成年者による喫煙を防止するためには、たばこの販売にあたって、販売事業者が顧客に對面し、未成年である疑いがある場合には年齢確認の措置を確実に講じる必要があると考えております。自販機による販売につきましても、対面による販売と異なり、年齢確認を確実に講じることができないので、警察庁としては、たばこの販売方法としては適当ではないと考えております。」と発言しており、年齢確認の遵守を阻害する「其の他の必要なる措置」を削除する法改正が必要である。	一体的に実施希望事項番号1,3	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
未成年者喫煙禁止法第5条、少年法第37条第1項第1号	未成年者喫煙禁止法第5条では、「満二十年ニ至ラサル者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知りテ煙草又ハ器具ヲ販売シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス」とされていると、少年法第37条第1項の規定により、未成年者喫煙禁止法の罪に係る成人の事件については、公訴は、家庭裁判所にこれを提起しなければならないとされている。	b		未成年者の喫煙を防止するためには、未成年者喫煙禁止法に違反する行為について迅速的確な罰則の適用を図ることが重要であると考えられることから、略式命令により罰金等の刑を科すことを可能にすることについて、関係省庁とともに慎重に検討することとした。		ZA050031	法務省 警察庁	未成年者喫煙禁止法違反の起訴で略式命令の請求が可能な措置【新規】	5072	5072A003	1	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	3	未成年者喫煙禁止法違反の起訴で略式命令の請求が可能な措置【新規】	未成年者喫煙対策のために、2000年に本法第5条の改正で、タバコ業者が、未成年者自ら喫煙することを承知してタバコを販売した場合には、罰金が大幅に引き上げられ、50万円以下に処せられることとなった。翌年の2001年に本法に年齢確認措置の第4条が新設されたにも関わらず、これら法改正の実効性が全く上がっていない。これは、本法に関する事件については、少年法第37条の規定により家庭裁判所に対してのみ提起し、全部公判請求をしなければならないために起訴件数が皆無に近いと思われる。50万円以下の罰金刑のような罪の場合には、通常では略式手続により、簡易裁判所に対して略式命令の請求をすることが多いが、ほとんど全て起訴猶予になっているという実態がある。未成年者喫煙対策のために、2000年に本法第5条の改正で、罰金が大幅に引き上げられ、(特記事項欄に続く)	略式命令の請求が可能とする措置により、タバコ業者が、未成年者自ら喫煙することを承知してタバコを販売した場合には、50万円以下の罰金に処せられ、処罰が確定した場合には、財務大臣はたばこ事業法31条によりタバコ店の許可を取消すことが出来ることから、未成年者への違法販売対策の実効性が上がり、未成年者喫煙対策が期待される。	未成年者喫煙禁止法第5条及び第6条で、タバコ業者が、未成年者自ら喫煙することを承知してタバコを販売した場合には、50万円以下の罰金に処せられることとなっている。警察がこのような事件を検挙した場合には、検察庁に送致することになる。検察庁(官)は、送致された事件について、起訴するか否か、起訴猶予とするかを独断的に決定することができるが、50万円以下の罰金刑のような罪の場合には、通常では略式手続により、簡易裁判所に対して略式命令の請求をすることが多いが、本法に関する事件については、少年法第37条の規定により家庭裁判所に対してのみ提起し、全部公判請求をしなければならない。そのため、起訴件数は皆無に近い、平成元年(1989年)以降これまで15年間、本法により検察官が公判請求(起訴)した事例は1件しかなく、あとは起訴猶予になっていて、警察がどんなに本法で検挙しても、ほとんど全て起訴猶予になっているという実態がある。未成年者喫煙対策のために、2000年に本法第5条の改正で、罰金が大幅に引き上げられ、(特記事項欄に続く)	(要望理由欄からの続き) 翌年の2001年に本法に年齢確認措置の第4条が新設されたにも関わらず、これら法改正の実効性が全く上がっていないので、略式命令の請求が可能とする措置が必要である。 ・財政制度等審議会たばこ事業等分科会(第8回)議事録(平成16年6月28日)での 保任・警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長の発言(別添)資料4 一体的に実施希望事項番号1,2
未成年者喫煙禁止法	未成年者喫煙禁止法では、未成年者の喫煙を禁止するとともに、未成年者の親権者等に対し、未成年者の喫煙を制止しない行為に罰則を設けているほか、たばこ等の販売者に対しては未成年者の喫煙防止に資するため年齢確認その他必要な措置を講じるものとしている。また、未成年者の用に供することを知らざればたばこ等を販売する行為を処罰することとされている。	d		未成年者喫煙防止対策については、未成年者喫煙禁止法により必要な規定を設けているところであり、直ちに包括的なたばこ規制法の必要は認められない。		ZA050032	厚生労働省 財務省 警察庁 文部科学省	包括的なタバコ規制法を制定する措置【新規】	5072	5072A006	1	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	6	包括的なタバコ規制法を制定する措置【新規】	わが国でも、たばこ規制枠組条約が発効したことから、タバコの健康対策をメインにした包括的なタバコ規制法を制定し、日本政府として整合性のある対策を進めるべきである。この内容としては、受動喫煙防止、家庭における受動喫煙防止、未成年者喫煙禁止対策、喫煙防止教育、禁煙治療と喫煙者の健康増進サポート、タバコ製品への健康警告表示、タバコ広告とスポンサーシップ規制・禁止、タバコ消費税の対策費への充当、タバコ消費税率の引き上げ、転業支援機構・態勢の設置、調査・モニタリングと広報センターの設置などを含む包括的な法律とすべきである。	たばこ規制枠組条約の発効を受け、現在政府に、たばこ対策関係省庁連絡会議が12省庁で設けられている。タバコ対策は多岐に亘るが、これらを網羅した包括的なタバコ規制法の制定により、国内的且つ国際的なタバコ対策の推進が期待される。	わが国でも、たばこ規制枠組条約が発効したことから、タバコの健康対策をメインにした包括的なタバコ規制法を制定し、日本政府として整合性のある対策を進めるべきことが期待されている。 タバコに関係した法律としては、たばこ事業法、及び健康増進法第25条があるが、特に健康増進法については、受動喫煙防止が1条あるだけで、余りに不十分である。上記の法の改廃を含め、たばこ規制枠組条約を受けた法体系の構築整備が喫緊に不可欠であり、条約第2条で「締約国は、この条約を越える措置をとることが奨励される」ことから、包括的なタバコ規制法を制定すべきである。	一体的に実施希望事項番号1,2,3,4,5,7
道路交通法第128条、道路交通法施行令第52条、道路交通法施行規則第42条、会計法、日本銀行法等	交通違反反則金のクレジットカードによる決済は行われていない。	d		公金収納は会計法等に基づいて行われており、本件について当方が代表して回答できる立場にない。なお、ご提案については具体的なシステムが判然としないものの、一般的にはクレジットカード決済の導入に伴い、以下のような問題が想定される。 交通違反反則金是一種の制裁措置であって、反則金の納付と引換えに、公訴を提起されず、又は家庭裁判所の審判に付されないこととされる制度であり、反則金を支払うかどうかは憲法第32条裁判を受ける権利との関係から反則者本人の自発的な意思による必要がある。信販会社が、現行の反則金制度(仮納付については、告知書に基づいて告知の翌日から7日以内に、納付については、通告書に基づいて通告の翌日から10日以内に納付)を前提として、公安委員会に新たな事務負担を生ずることなく、日本銀行の歳入代理店となり、又は歳入代理店の歳入事務取扱機関となる場合は格別、クレジットカードの新システムにおいて、新たな公安委員会の事務が生じ、又は追加的な費用支出が必要であるならば、反則金制度の趣旨を踏まえ、道路交通法の反則者の便益のために、そのようなクレジットカード支払の新システムを構築し、公費により追加的な費用支出をすることは適当ではないと考える。		ZA050033	警察庁 財務省	交通違反反則金のクレジットカードによる窓口納付	5075	5075A002	1	株式会社ジェシービー	2	交通違反反則金のクレジットカードによる窓口納付	日本銀行歳入代理店である金融機関における反則金のクレジットカード納付実現	違反者が金融機関に納付書を持参して納付する場合において、金融機関とクレジットカード会社が立替払い加盟店契約を締結しておくことにより、クレジットカードにより決済を完了。クレジットカード会社は金融機関に対し、後日立替払い方式により、当該反則金の支払いを行う。	・昨年度の規制緩和要求において同様の要望がなされているが、明確な見解がなく否定されている。国税、地方税については第三者納付が認められており、本件に関して否定するのではあればその論点を明示いたたくとも、実現に必要な措置を願いたい。 ・クレジットカードという支払い手段は既に各分野において一般化しており、利用者の利便性も高い。本件実現により、納付書の再発行も減少し、各機関における業務効率化、刑事手続き適用減少が見込まれる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
なし	当庁においては、電子計算機等の物品について、購入する場合や単年度貸借を行う場合と比べて複数年度のリース契約と比較して複数年度のリース契約を行うことが合理的と認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年度リース契約によることとしている。	d		電子計算機等の物品について、購入する場合や単年度貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことが合理的と認められる場合には、引き続き国庫債務負担行為による複数年度リース契約によることとする。		ZA050034	全庁	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	5088	5088A001	1	社団法人リース事業協会	1	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること、地方自治体とのリース契約(長期継続契約)に際して、地方自治体から付される契約解除条項を削除等すること。		現在、各省庁がOA機器や車両を導入する際には、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強めている。地方自治法改正により、リース契約は長期継続契約の対象となっているが、一部の自治体ではリース契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削減があった場合は、契約を解除する。」趣旨の条項が付されることがある。この条項により、リース会社には解約リスクが残る一方、地方自治体は解約を前提としないファイナンス・リースのメリットを享受することになり、均衡を欠く。	
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(出資法)第1条、第2条	出資法第1条は、「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払いもどしとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちを示して、出資金の受入れをしないものとし、第2条は「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならないものとしている。また、「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであって、次に掲げるものをいうとされている。一 預金、貯金又は定期積金の受入れ、二 社債、借入金その他何らの名義をもつてするを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの	c		警察所管の取締法を整備することについては、現在の出資法の規制の枠組みで効果的な取締りを行うことができることから、新規の立法は必要ないものと考えている。なお、出資法第1条については、出資金に対する払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した者が不測の損害を被ることを防止するための規定であり、これを撤廃することは困難であると考えられる。また、第2条については、「他の法律に特別の規定のある者」については、預り金を受け入れることができるとされており、新たな措置は不要と考える。また、預り金の受入れがいの脱法行為については、厳正に取り締まる必要があり、現行の規定が必要であると考えられる。		ZA050035	金融庁 法務省 警察庁	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	5088	5088A004	1	社団法人リース事業協会	4	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資法1,2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備すべきである。<＊1>[参考]「1999/7金融審議会第一部会中間整理(第一次)」東大・神田教授意見発表資料「いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきか」という問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において典型的に別物として取扱ってきた面もあるので、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的妥当性につき再検討する必要がある)。	例えば、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について営業者が保証する。・エスクロー事業(当事者の取引のクローリングにあたり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転換して取引を円滑にするもの)<＊2>	<＊1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と想われ、これは不当な表示・勧誘により行われるもので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないが、相手方の属性(個人かプロか)の観点も必要と思われる。<＊2>エスクロー事業が出資法2条に抵触するのかが然せず、抵触すると解釈も表明されており、事業を行おうとする際の重大な障害となる。<＊3>例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。	
なし	当庁との契約の際に取り交わされる契約書の条項には、当該契約によって発生する権利等を一部の場合を除き第三者に譲渡・承継することを禁ずる債権譲渡禁止特約が盛り込まれているところ。	d		当庁においても、国の他の機関と同様、逐次債権譲渡禁止特約の部分的解除を実施しているところであるが、さらには債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約及び譲渡対象者を拡大する方向で検討中である。		ZA050036	全庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5088	5088A034	1	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各県庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各県庁の対応が異なり、統一的かつ早急な対応を求める。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	自動車保有関係手続は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に向いて手続を行う必要がある。	b	自動車の保管場所証明申請は、自動車の保有者が当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長に対し、当該申請に係る場所を使用する権限を有することを証明する書面、所在図、配置図の各書面を添付して保管場所証明書の交付を申請するものであり、交付を受けた保管場所証明書を運輸支局等に提出しなければ、道路運送車両法に定める自動車登録の処分を受けられないこととされている。	自動車保有関係手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップサービス化については、平成17年12月から、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、ワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい新車の新規登録(型式指定車)を対象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを稼働させることとしており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化等が可能となる。 その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能を持たせることとしているほか、代行申請や申請自体もまとめて行うための機能についても設ける方向で検討するなど、大量に自動車を保有する方にも配慮したシステム構築を行っているところ。 その他の対象手続の電子化については、システムの安定稼働や関係機関の対応状況等を勘案して、平成20年を目標に段階的にワンストップサービス化を進めることとしており、関係機関と連携しながら検討を進めていくこととした。		zA050037	国土交通省、財務省、総務省、警察庁、地方自治体	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5088	5088A035	1	社団法人リース事業協会	35	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国庫庫証・納税・地方、自賠責保険確認・国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続は平成20年を目標に段階的に進めるとされているが、大量に自動車を所有する者の諸手続等を十分に考慮し、早急に検討・具体化する。	電子化により、申請項目の共通化、統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いっている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化に際しては、大量に自動車を所有する者の諸手続等を十分に考慮し、反映させること。	
古物営業法第3条第1項、第7条	(1)提案内容の(1)について 古物営業を営もうとする者は、営業所(営業所のない者については、住所又は居所をいう。)が所在する都道府県に都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の許可を受けなければならない(法律第7条第1項)。 また、2以上の公安委員会の管轄区域内に営業所を有する古物商については、氏名又は名称及び住所又は居所、法人においては、その代表者の氏名及び法人の役員の名簿及び住所、に変更があったときは、いずれかの公安委員会に届出をしなければならない(法律第7条第2項)。 また、都道府県公安委員会に対して行われる申請等のうち、電子情報処理組織を使用し行われる申請等については、都道府県公安委員会が定めることとしており、同申請等を電子情報処理組織を使用して行おうとする者は、都道府県公安委員会が定めることにより、申請等を行うに当たっては、行政手続等における情報技術の技術の利用に関する法律(以下「情報技術利用法」という。)第15条第1項第5号に規定する事項を遵守しなければならないこととされている(行政手続等における情報技術の技術の利用に関する法律第3条第1項)。	c	(1)提案内容の(1)について 古物商等の遵守事項(古物営業法第3条)として規定されている届出の提出や管理者の届出の届出等に関するものであり、届出等及び申告や申請等への記載等は営業所等においてなされるものであり、届出等と禁止は営業所等に所在する古物商に関するものである。いずれも営業所等と当該営業所に集約する古物に着目した内容となっている。したがって、営業所等を管轄する公安委員会で行われる届出等に対する実効的な届出等を行うことは困難であることから、都道府県公安委員会制度の下において、本店所在地を所管する公安委員会に許可申請を行えば、それ以外の公安委員会に対する許可申請を不要とすることは困難である。 また、営業所の管理者の氏名及び住所など、特定の公安委員会に届出する事項の変更については、当該公安委員会以外の公安委員会に対して届出を行うことにより、当該公安委員会に対する届出を不要とする。当該公安委員会が古物営業の実態を適切に把握することができず、古物商に対する実効的な届出等を行うことは困難であることから、本店所在地を所管する公安委員会に届出を行えば、それ以外の公安委員会に対する届出を不要とすることは困難である。			zA050038	警察庁	古物営業法の許可申請及び変更届出の簡素化について	5088	5088A040	1	社団法人リース事業協会	40	古物営業法の許可申請及び変更届出の簡素化について	古物営業法の許可申請及び変更届出は、営業所が所在する都道府県ごとの都道府県公安委員会宛に行うこととされているが、本店所在地を管轄する公安委員会宛申請・届出を行うことにより、本店所在地以外を管轄する公安委員会宛申請・届出を代行することとし、本店所在地以外を管轄する公安委員会宛申請・届出を不要とする。また、本手続のオンライン化を早期に実施する。	古物営業法第7条第2項により、法人の役員の変更届は、二以上の公安委員会に許可を受けている場合であっても、一の公安委員会に届出をすること規定になっているが、営業所の管理者の変更届はその営業所を管轄する公安委員会ごとに届出をする必要があり、届出事項により手続が異なり、煩雑である。手続要領の統一及びオンライン化により、事務手続の簡素化を図る。		
自動車安全運転センター法(以下「センター法」とい。)第29条第1項第5号、自動車安全運転センター法施行規則第10条	交通事故証明書の申請方法については、法令上、特段の定めがなく、電子申請が可能なものとなっている。交付方法については、センター法第29条第1項第5号に基づき、「書面」を「交付」することとされている	b		「規制改革推進3カ年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)において、電子的手段による交通事故証明書の申請・交付の可否について調査・検討することとされたことを踏まえ、自動車安全運転センターにおいて、損保業界、関係行政機関等からなる調査検討委員会において検討を行った結果、「電子申請」については、平成17年度中を目処に損保会社等からの電子申請の試験運用を開始するとともに、平成18年度中にはインターネットを活用した個人の申請者からの申請システムを構築し、適用することを目標に検討を進めているところである。 また、「電子交付」については、今後、自動車安全運転センターにおいて、システムの構築・運用に関する課題やニーズなどの状況を見極めながら、実施に向けた検討を行うこととしており、警察庁としても、この検討状況を見極めつつ、必要な法令改正の検討を行う予定である。		zA050039	警察庁	交通事故証明書の申請・交付の電子発行	5095	5095A004	1	損害保険労働組合連合会	4	交通事故証明書の申請・交付の電子発行	交通事故証明書を電子的に発行、ないしは記載内容を電子的に確認できるよう、検討を進めて頂きたい。	損害保険業の事故処理現場においては、交通事故証明書の取り付けに時間がかかることによって、迅速な保険金の支払いに悪影響を与えているケースがある。発行を電子化することによって、保険会社ならびに安全運転センターの業務が効率化されるとともに、顧客サービスの向上に繋がる。	交通事故証明書の取得については、書面による申請・交付とされており、その一連の手続に相当の事務ロードがかかり、非効率な実態にある。については、行政手続の電子化を一層進め、交通事故証明書の電子的発行を可能にする。ないしは記載内容を電子的に確認し得るよう、検討を進めて頂きたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
道路交通法第65条第1項、刑法第208条の2	交通事故発生時には、当事者の飲酒の有無を含めた捜査が行われている。	e		本要望は、規制改革要望とは言えず、この枠組みにおいて検討すべき事項ではないと考える。 なお、警察では、飲酒運転を始めとする悪質・危険な行為の取締りを協力に行っているところである。		zA050040	警察庁	事故発生時の飲酒事実調査の強化	5095	5095A010	1	損害保険労働組合連合会	10	事故発生時の飲酒事実調査の強化	飲酒運転による交通事故防止の観点から、夜間発生事故等での飲酒事実調査を一層強化して頂きたい。	飲酒運転に対する大きな牽制効果が働き、ひいては、死亡事故を含めた交通事故の減少に繋がる。	飲酒運転は、政府・警察等の積極的な防止策(広報や取り締まりの強化)の実施により一定の効果が現れつつも、依然として死亡事故を含めた重大な交通事故を引き起こすなど社会問題化している実態にある。交通事故発生時における飲酒事実の調査・確認は法的に規定されていないものの、特に夜間発生事故に際して調査を強化することは、飲酒運転への大きな牽制効果が働くほか、結果として死亡事故を含めた交通事故の減少に繋がるものと考えられる。ついでに、安全で安心して暮らせる社会づくりという観点から、飲酒運転による交通事故を減少させるため、夜間発生事故での飲酒事実調査を一層強化して頂きたい。	
道路交通法において自転車タクシー営業を規制する規定はない。	道路交通法において自転車タクシー営業を規制する規定はない。	e		左記の通り、道路交通法において自転車タクシー営業を規制する規定はない。道路交通法において自転車タクシー営業を規制する規定はない。		zA050041	国土交通省、警察庁	自転車タクシーの普及	5120	5120A001	1	ニュービジネス研究所、日本ニュービジネス協議会連合会	1	自転車タクシーの普及	自転車タクシーの営業を、安全性、環境性、美観、観光、生活ニーズ等の観点から妥当と思われる地区においては、積極的に承認すること	地域範囲、営業時間等を限定した自転車タクシーの営業	自転車タクシーの営業は、各自治体公安委員会の許可が必要である。ところが、現状、京都市、東京都、大阪市、名古屋市で認められているが、全自治体の半分は「ノー」の方針である。安全性、環境性、美観、観光、生活ニーズ等町づくりに貢献すると判断されるケースにおいては、積極的な対応が望まれる	
道路交通法第77条	警察署長は、道路交通法第77条第1項の道路使用許可の申請があった場合において、 現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき、 条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき、 現に交通の妨害となるおそれがあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき、 は、許可しなければならないとされている。	d		昨年3月にイベント等に伴う道路使用許可手続の円滑化を図るための通達を发出し、地域住民や道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、地域活性化に資するという社会的な意義を有することから、その道路使用許可手続の円滑化に配慮するよう都道府県警察に指示したところである。 具体的には、地域住民や道路利用者等の合意形成の円滑化を図るため、必要に応じ、イベント等の実施主体、地方公共団体(市町村)、地域住民等により構成される協議の場の設置を求め、警察もこの協議の場にオブザーバーとして参加するなどして、必要な助言、情報提供等を行っているところであり、イベント等についての地域住民や市町村の要望は、この協議の場で反映させることが可能である。そして、申請された行為が、現に交通の妨害となるおそれがあるとしても、上記の協議の場において地域住民や道路利用者等の合意形成が十分なされているなど、公益上やむを得ない理由が認められる場合は、道路の使用が許可されるものであることから、具体的な道路使用の要望について、管轄警察署と相談して頂きたい。		zA050042	警察庁	警察署の道路使用許可における許可基準の追加	5128	5128A001	1	龜澤 進	1	警察署の道路使用許可における許可基準の追加	道路交通法第77条2項「前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は、許可をしなければならぬ。」に、4号として「当該申請に係る行為が現に交通の妨害となるおそれがあるが、当該申請区域の市町村長及び隣接する地域の市町村長の承諾を受けたと認められるとき。」を追加すべきである。	近年住民の希望に沿った道路の使用許可がなかなか得られにくくなってきている。特に時間の規制に関しては、年々厳しくなっていく傾向にある。小さな市町村にとっては、祭礼行事が地域活性化の源であり、それが円滑に進行できなければ、やる側にとっても見る側にとっても面白くない状態になってしまい、地域の衰退の原因になってしまう可能性がある。警察だけの判断に任せては、必ずしも地域住民のためになるとは限らない。そこで住民の希望を市町村長の承諾を得ることで許可してもらえれば規制改革してもらいたい。		